

## リフォーム関連補助事業一覧

補助事業名		担当課
補助対象 (概要)	補助金額	
<b>木造住宅耐震診断士派遣事業</b>		建設水道課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に存する住宅の所有者が当該住宅の耐震診断を希望する場合</li> <li>・昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅</li> <li>・在来軸組工法による木造平屋建て又は木造2階建て住宅</li> </ul>	定額 自己負担3千円	
<b>木造住宅耐震改修工事助成事業</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅耐震診断士派遣事業と同様</li> <li>・町が実施する木造住宅耐震診断事業の耐震診断を実施した結果、上部構造評点が1.0未満であったもの、又は重大な地盤・基礎の注意事項の指摘があったもの</li> </ul>	対象経費の2分の1に相当する額 上限 62万8千円	
<b>災害復興住宅新築等補助金</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災により自ら居住していた住宅が被災し、り災証明書(り災の程度が、全壊、大規模半壊及び半壊以上)の交付を受けた者(法人を除く。)又はその家族。ただし、警戒区域等からの避難者にあつては、この限りでない。</li> <li>・町内に自ら居住するために住宅を新築又は住宅を購入する者</li> </ul>		
(1) バリアフリー対応工事費	上限	
ア75㎡未満の場合	40万円	
イ75㎡以上120㎡未満の場合	60万円	
ウ120㎡以上の場合	90万円	
(2) 県産材使用工事費	上限	
ア10㎡以上20㎡未満の場合	20万円	
イ20㎡以上30㎡未満の場合	30万円	
ウ30㎡以上の場合	40万円	
<b>被災住宅債務利子補給金</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災により自ら居住していた住宅が被災し、町内に自ら居住するための住宅を新築又は補修する者で、住宅の新築又は補修に係る資金の全部又は一部を金融機関等から借り入れた者</li> </ul>		算定により利子の一部を補給
<b>浄化槽設置整備事業</b>		建設水道課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道の事業計画の区域及び農業集落排水事業区域を除く区域において、居住の用に供する家屋に、浄化槽を設置しようとする場合</li> </ul>	人槽により定額	
5人槽	37万5千円	
7人槽	50万円	
10人槽	65万5千円	
<b>景観形成事業</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内施工業者によって平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例に基づく工作物の工事</li> </ul>		対象経費の2分の1に相当する額 上限 20万円
(1) 工作物…生垣や木塀、建築設備の目隠し、ゴミステーション等		
(2) 工事…工作物の新築、修繕、模様替えその他等		

## リフォーム関連補助事業一覧

<b>補助事業名</b>		担当課
補助対象（概要）	補助金額	
<b>住宅用高効率給湯器導入促進事業</b>		町民福祉課
・住宅用高効率給湯器の設置	機器により定額	
(1)自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器 エコキュート	5万円	
(2)高効率直圧式石油給湯器 エコフィール	3万円	
(3)LPガスを燃料とする潜熱回収型給湯器 エコジョーズ	3万円	
(4)ガスエンジン給湯器 エコウイル	5万円	
<b>高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業</b>		保健センター
・要介護高齢者又は重度身体障害者が居住する住宅のトイレ、浴室等(玄関、台所、廊下、居室、階段、洗面所、その他必要を認められる箇所)の改善、床面の段差の解消、手すりの設置など、要援護高齢者等の日常生活動作及び介護者の介護動作の向上に資すると認められる改善に要する経費	対象経費の3分の2に相当する額 上限 40万円	
<b>店舗リフォーム促進支援事業</b>		観光商工課
・店舗で事業を営む若しくは営もうとする法人又は個人若しくは店舗を所有する法人又は個人が行う店舗のリフォームに要する経費	対象経費の2分の1に相当する額 上限 50万円	
・建築後5年を経過している店舗のリフォームであって、町内建設業者が自ら施工するもの		
・店舗…接客及び販売を行う町内の建物であって、次の業態を除いたもの		
(1)大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める大規模小売店		
(2)町外の事業者が営むフランチャイズチェーン契約店舗		
(3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可又は届出が必要な営業		

※一覧表に記載の事業内容は概要となっておりますので、補助事業の詳細については、各担当課までお問い合わせください。